

沖縄県希少野生動植物保護基本方針

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第7条第1項の規定に基づき、沖縄県希少野生動植物保護基本方針を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公表する。

沖縄県希少野生動植物保護基本方針

目次

- 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- 第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
- 第3 指定希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項
- 第4 指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項
- 第5 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- 第6 保護増殖事業に関する基本的な事項
- 第7 指定外来種の選定に関する基本的な事項
- 第8 指定外来種の個体及びその器官の取扱いに関する基本的な事項
- 第9 指定外来種の個体及びその器官の防除に関する基本的な事項
- 第10 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

1 野生動植物保護の重要性

野生動植物は、人類の生存基盤である生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持するとともに、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、私たちの豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、種等様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保護する必要がある。中でも種は、野生動植物の世界における基本単位であり、それぞれの種の特長、事情に応じて保護対策を進めることが、野生動植物の保護を進める上で重要かつ効果的である。

しかし、今日、様々な人間活動による種の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の破壊や減少、さらに乱獲や外来種による在来種のかく乱等により、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じている。種の絶滅は野生動植物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、私たちが享受することができる様々な恩恵を永久に消失させる。現在と将来の私たちの豊かな生活を確保するために、人為の影響による野生動植物の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められている。

2 沖縄県における野生動植物の現状と課題

本県は、南北約400キロメートル、東西約1,000キロメートルにも及ぶ広大な県土を有し、豊かな自然に恵まれており、哺乳類（陸域）17種、鳥類約480種、は虫類45種、両生類17種、維管束植物約1,750種など多種多様な野生動植物が生息し、又は生育している。

また、地形的には、国内唯一の亜熱帯海洋性気候にあつて、沖縄島、西表島、石垣島、宮古島など数多くの島々から成り立ち、他県等では見られない多くの固有な動植物が生息・生育し、学術的にも価値のある種が多い。

これらの野生動植物は、県民の生活基盤である自然環境の維持のため大切な役割を果たしており、県民の豊かな生活に欠かすことのできないものとなっている。しかしながら、2016年度から2017年度にかけて発刊した「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版（レッドデータおきなわ）」によると、県内においても絶滅のおそれのある野生生物の種が2,014種類にもものぼることが明らかになっている。

絶滅のおそれのある野生生物が増えている要因には、乱獲や外来種による影響が考えられる。県内にはすでに多くの外来種が侵入・定着し、一部の外来種は本県の生物多様性の脅威となっている。また、人や物流の移動が盛んになる中で、非意図的に侵入してくる外来種のリスクも高まっている。

国においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」を制定し、希少野生動植物の保護施策を推進しているところであるが、県内にはこれらの法律により対策が図られていない希少野生動植物や外来種が多く存在しており、本県の希少野生動植物を保護するには十分でない。

このため、本県の実情を踏まえた希少野生動植物の保護施策を総合的かつ計画的に

推進する必要がある。

3 希少野生動植物の保護施策の基本的な考え方

希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

また、これらの施策は、県民の理解と協力の下に、人と野生動植物の共存を図りつつ推進する必要がある。

- (1) 今日、野生動植物の生存を脅かしている主な要因は、過度の捕獲・採取，人間の生活域の拡大・縮小等による生息地等の消滅又は生息・生育環境の悪化等であり、希少野生動植物の保護を図るためには、まず、これらの状況を改善することが必要である。このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図る必要がある希少野生動植物の種を明らかにし、その生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）を原則として禁止し、その生息地等における行為を規制し、違法に捕獲等された個体を譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）を禁止するなどの措置を講じる。
- (2) 種を絶滅の危機から救うためには、圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。このため、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。
- (3) 外来種は、在来種の捕食や在来種との交雑などによって、その地域固有の生態系をかく乱し、野生動植物の多様性に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある外来種を「指定外来種」として指定し、野外に放つこと等を原則禁止するとともに、外来種に関する情報の収集と提供、必要に応じて、指定外来種の生態系からの完全排除、封じ込め等の防除等、希少野生動植物の保護のために必要な施策を講じる。
- (4) 希少野生動植物の保護のためには、生息地等の状況を把握し、必要に応じて現地監視等を行うことが必要である。このため、施策の推進に必要な各種の調査や希少野生動植物保護推進員の設置などの措置を講じる。

第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

希少野生動植物の種のうち特にその個体の保護の必要があると認めるものを適切に指

定希少野生動植物種に選定する必要がある。

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の各事項に照らして行う。

1 選定の要件

指定希少野生動植物種については、本県における生息・生育状況が人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、社会的な影響や施策効果も考慮して、次のいずれかに該当するものを選定する。

- (1) その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- (2) 県内の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- (3) 生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- (4) 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

2 選定の留意事項

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 外来種は選定しないこと。
- (2) 従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
- (3) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。
- (4) わが国における主要な生息地等が県内に存在し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる種等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定するようにすること。
- (5) 本県の地理的事情や社会的事情に鑑み、非飛翔性陸上生物等であつて、特に島嶼において地域絶滅又は地域で衰退している傾向のある種を選定するようにすること。
- (6) 他法令により個体の保護がなされている種は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）により保護対策が効果的に実施できるものを選定するようにすること。

3 指定希少野生動植物種の指定の解除

指定希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により、1に掲げ

る事項に該当しなくなると認められるものは、指定希少野生動植物種の指定を解除する。

その指定解除についての検討は、絶滅のおそれなくなつた状態が一定期間継続している種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、指定希少野生動植物種に選定することを検討する。

4 指定希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。

なお、これら学識経験者から、指定希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保護施策についての意見があつた場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。

第3 指定希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

1 募集する提案の内容

希少野生動植物の保護を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、指定希少野生動植物種に係る提案を広く募集する。

なお、次の事項について記載された提案について、指定希少野生動植物種の選定又は解除に係る検討対象として受け付ける。

- (1) 指定希少野生動植物種として新たに選定すべき種又は指定希少野生動植物種から解除すべき種の和名及び学名
- (2) 当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況
- (3) 当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠
- (4) 当該種に係る保護のための取組の現状と予定
- (5) 新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保護施策

2 提案の取扱い

受け付けた提案については、適切な情報管理の下、当該種の減少要因や、種の保存のための規制及び施策を実施することの効果などについて、当該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴き、当該種の選定又は解除をすべきかを検討する。また、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯

等を公表する。

第4 指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びに加工品の取扱いに関する基本的な事項

1 個体及びその器官並びに加工品の範囲

条例に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下この章において「個体等」と総称する。）とする。

- (1) 指定希少野生動植物種の個体並びに種を容易に識別することができる卵及び種子
- (2) 指定希少野生動植物種の個体及び器官を主たる原材料とする剥製その他の標本（剥製その他の標本として製作過程のものを含む。）

2 個体等の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の規制

ア 捕獲等の禁止

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等については、その種の保護の重要性にかんがみ、原則としてこれを禁止するものとする。

イ 捕獲等の許可

指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的によるものを除き、原則としてこれを許可しないものとする。

ウ 違法に捕獲等された個体の譲渡し等の禁止

捕獲等の規制に違反し捕獲等された個体又はその器官の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りを禁止するものとする。なおこの場合においては個体の剥製、標本その他の加工品であって、種を容易に識別できるものを含めて規制の対象とする。

3 その他の個体等の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物種の個体の所有者等は、その種の保護の重要性に鑑み、その生息又は生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努める。

第5 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、指定希少野生動植物種の保護のためその個体

の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

1 生息地等保護区の指定方針

(1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、指定希少野生動植物種の個々の種ごとに指定する。ただし、複数の指定希少野生動植物種の個体の重要な生息地等が重複している場合には、これら複数種を対象とした生息地等保護区を指定することができる。

(2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等からみてその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。生息地等が広域的に分散している種にあつては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護区に指定するよう努める。

(3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物種の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮する。

2 管理地区の指定方針

(1) 管理地区の指定に当たっての基本的考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、繁殖地、重要な採餌地等その種の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定する。

(2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 条例第18条第4項第7号の知事が指定する野生動植物の種については、食草な

ど指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 条例第18条第4項第8号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第18条第4項第9号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機若しくは無人航空機の着陸により、指定希少野生動植物種の個体が損傷を受けるなど現に指定希少野生動植物種の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第18条第4項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最少限の期間を指定する。

オ 条例第18条第4項第11号の知事が指定する種については、現に指定希少野生動植物種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ 条例第18条第4項第12号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第18条第4項第14号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入を制限することが不可欠な区域を指定する。

なお、立入を制限する期間は、指定希少野生動植物種の個体の繁殖期間など必要

最小限の期間とする。

3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動物種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとする。

第6 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、指定希少野生動物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

2 保護増殖事業計画の内容

保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護増殖事業計画を策定するものとする。当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める。また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定める。

3 保護増殖事業の進め方

保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業は、県、市町村、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと

定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進する。

第7 指定外来種の選定に関する基本的な事項

外来種のうち県内の全部又は一部の区域において希少野生動植物に係る生態系に特に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある動植物の種を適切に指定外来種に選定する必要がある。

指定外来種の選定に当たっては、次の各事項に照らして行う。

1 選定の前提

指定外来種の候補の選定は、次に掲げる事項を前提とする。

- (1) 指定外来種の指定は、沖縄県対策外来種リスト及び国の生態系被害防止外来種リストを参考にして選定することを基本とし、原則、明治時代以降に本県又は国内の別の地域に導入された外来種の中から選定する。（我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であるため。）
- (2) 原則として、種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種。以下同じ。）を単位とし、必要に応じ、種よりも大きな生物の分類単位である属、科等一定の生物分類群を単位とする。
- (3) 識別が容易な大きさ又は形態の外来種から選定する。

2 選定の際の考慮事項

(1) 他法令による規制等との整合性

指定外来種の候補の選定に当たっては、規制の効果を勘案し、他法令による規制等との整合を図るとともに、放出等に対する規制が行われていない種が優先されるよう考慮する。

(2) 社会的・経済的影響

指定外来種の候補の選定は、当該候補となる外来種がこれまで担ってきた社会的な役割等を踏まえ、その代替物が確保できるかなど、指定に伴う社会的・経済的影響についても十分に考慮する。

(3) 防除の実施可能性

指定しようとする外来種の防除について効果的な捕獲や採取、殺処分などの方法

が未確立であるなど、防除の実施が困難な場合は、指定の効果を十分に考慮する。

3 選定の要件

指定外来種の候補は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ指定により生物多様性への影響の軽減又は防止が期待できるものから選定する。

(1) 本県に導入され、かつ定着しているもの又は定着する可能性が高いものであって、次のアからオまでのいずれかの理由により、本県の生物多様性に著しい影響が生じている、又は生じるおそれがあるもの。

ア 在来生物の地域個体群（特定の地域に生息・生育する同種の個体の集団）の個体数の著しい減少若しくは絶滅をもたらし、又はそのおそれがある。

イ 在来生物の生息・生育環境を著しく変化させ、又はそのおそれがある。

ウ 在来生物の種間関係（同一地域に生息する種相互の関係）や群集構造（複数の種が集まっている状況）を著しく変化させ、在来生物の個体数の著しい減少若しくは絶滅をもたらし、又はそのおそれがある。

エ 交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種並びに地域個体群の存続又は本県の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある。

オ その他上記に類するもの。

(2) 本県に導入されていないものであっても、将来的に導入される可能性が高く、導入された場合に(1)と同等以上の影響が生じるおそれがあるもの。

4 指定区域の考え方

指定区域の選定に当たっては、県内における侵入・定着の状況や、生息・生育域の拡大・拡散の影響、指定による効果等を総合的に判断し、指定するものとする。

なお、県全域の生態系に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものは、県全域を指定の対象範囲とし、影響範囲が特定の地域に限定されるものは、地域を限定した対象範囲で指定を行うものとする。

5 指定外来種の選定に関する意見の聴取

外来種の対策を的確かつ効果的に推進するためには、外来種の分布の拡大などの情報を適宜把握し、対策を講じていくことが必要であり、調査研究の推進、防除方法の確立等科学的知見の充実が重要なため、指定外来種の選定に当たっては、外来種の分布状況や在来生物への影響、効果的な防除方法等について、下記の事項に留意の上、学識経験者等から意見を聴取し、科学的知見の収集に努めるものとする。

- (1) 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴く。
- (2) 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意する。
- (3) 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。
- (4) 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、選定の対象となる外来動植物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。

第8 指定外来種の個体及びその器官の取扱いに関する基本的な事項

1 指定外来種の個体及びその器官の取扱い

(1) 飼養、栽培又は保管の届出

外来種による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼養、栽培又は保管をした結果、遺棄や逸出等によって野外に放たれることに起因している。このため、指定外来種の個体及びその器官（以下この章において「個体等」という。）を飼養、栽培又は保管をする行為は知事に届け出ることを義務づけ、適合飼養等施設での管理及び適切な方法で行われるよう指導を徹底することとする。

(2) 適合飼養等施設の施設基準

指定外来種の個体等の飼養、栽培、保管又は運搬（以下この章において「飼養等」という。）をする者は、指定外来種が逸出等しないよう、当該指定外来種に係る適合飼養等施設を備えて、飼養等をする必要がある。このため、適合飼養等施設について、指定外来種の逸出等を防ぐ構造・強度とすること等を定め、飼養等をする者に対し、これを遵守することを求める。

(3) 飼養等の方法

指定外来種の個体の飼養等をする者は、指定外来種が逸出等しないよう、飼養等の状況の確認、適合飼養等施設の保守点検を定期的に行う必要がある。また、飼養等施設の清掃等のため一時的に指定外来種を飼養等施設の外に出すとき等に、指定外来種が逸出等しないよう適切に取り扱う必要がある。これらについて、飼養等をする者に対し、遵守することを求める。

3 野外への放逐の禁止

外来種による被害を防止する上で最も重要なことは、当該外来種の遺棄や逸出等を防ぐことである。このため、飼養等をしている指定外来種の個体等については、適合飼養等施設の外に放ったり、植えたり、種をまいたりすることを禁止する。

4 販売時の説明

指定外来種の中には、一般市民が飼養等する種も多く含まれ、指定外来種の生態系に及ぼす影響等について理解して上で、飼養等を行わなければならない。このため、指定外来種の販売者は、購入者に対し、指定外来種の適正な飼養等の方法や指定外来種が及ぼす生態系等への影響について説明を行う義務がある。

第9 指定外来種の個体及びその器官の防除に関する基本的な事項

外来種は、その種の生物学的特性や生息・生育環境のほか、定着の状況等により防除方法が異なるため、条例第36条の規定による指定外来種の防除については、個別の種に対応した目標及び防除の方法、防除効果等を勘案のうえ、国、地方公共団体、民間団体等の関係者（以下この章において「関係行政機関等」という。）の協力を得ながら効果的な実施に努める。

1 緊急的な防除の実施

希少野生動植物が多く生息・生育する地域に捕食性等の高い指定外来種が発見された場合は、必要に応じ、関係行政機関等の協力を得ながら、緊急的な防除を行う。

2 計画的な防除の実施

指定外来種が、既に広範囲にまん延して生物多様性に著しい影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、国及び都道府県の外来種被害防止行動計画で示された優先度を参考に、地域の実情に応じた適切な方法により、必要に応じ、関係行政機関等の協力を得ながら、計画的な防除を行う。

3 指定外来種の防除体制の充実

指定外来種を効果的、効率的に防除するためには、モニタリング結果を防除に反映する順応的な取組が必要であるため、研究者及び希少野生動植物保護推進員、県民等と連携し、情報収集やモニタリング調査を実施する体制の構築に努める。

また、指定外来種によっては、地域住民と連携した県民参加型の防除が有効な手段であるため、多様な主体による防除が実現できるよう指定外来種の生物学的特性に応じた防除マニュアルの早期整備や普及啓発の充実に努める。

4 防除の実施に当たっての留意事項

- (1) 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、事故の発生防止に万全の対策を講じる。
- (2) 防除の実施に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等に対して情報を提供し、地域住民の理解や協力を得られるよう努める。
- (3) 捕獲した個体を殺処分する場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

第10 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

1 推進体制の整備

希少野生動植物種の保護施策を推進するため、県内の市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県との協力を図り、その推進に努める。

2 調査研究の推進

希少野生動植物種の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、種の分布、生息・生育状況、生息地等の状況、生態、保護増殖手法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。

3 県民の理解の促進と意識の高揚

希少野生動植物種の保護施策の実効を期するためには、県民の種の保護への適切な配慮や協力が不可欠であり、希少野生動植物種の現状やその保護の重要性に関する県民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進する。

4 希少な野生動物への安易な餌付けの防止

野生動物への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による交通事故の発生、個体間の接触が進むことによる感染源の拡大を招くとともに、餌付けを行った者による感染症の伝播を招く等のおそれがあることから、国及び県が希少な野生動物の保護のために行う特別な場合を除き、希少な野生動物であっても、安易な餌付けの防止について積極的に普及啓発等に取り組む。